

役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人自然再生センター（以下「法人」という。）の倫理規程第7条3項に規定する役員「利益相反に該当する事項」について自己申告に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これらに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 理事である事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを専務理事（事務局長が専務理事である場合には、理事長）に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年6月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告次項の有無及び内容について事務局長に申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前3条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告の内容を確認したうえ、申告を行った者が理事である場合には専務理事（ただし申告を行った者が専務理事である場合又は事務局長が専務理事である場合によってはそれ以外の理事）と、監事である場合にはほかの監事とそれぞれ協議のうえ、必要に応じ、当該申告を行っ

た者に対してこの法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2 前項とかかわらず、第3条3項に規定する場合、申告を受けた理事長又は専務理事は、事務局と連携して申告内容を確認した上、必要に応じ、当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする

（申告内容及び申告書面の管理）

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された情報は事務局にて管理するものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による

付則

この規程は、令和3年10月22日から施行する